

# アドバンス IP News

2018年 春号

## Contents

## 目次

### ○トピックス○

#### 〔特許〕

特許審査官が用いる検索機能が利用可能に…………… 2  
～特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の新機能について～

#### 〔特許〕

第36回三極特許庁長官会合開催…………… 3

#### 〔E P・特許〕

新しいEPC規定：更新料及び補充欧州調査料の支払い…………… 4

#### 〔アメリカ・特許〕

主題の特許適格性-米国特許審査便覧（MPEP）の改訂…………… 5

### ○審決情報○

#### 〔商標〕

パロディ商標の類否・出所の混同・フリーライド等…………… 6

### ○判決情報○

#### 〔特許〕

平成28年（行ケ）第10278号 特許取消決定取消請求事件…………… 12

#### 〔著作権〕

平成29年（ワ）第31837号  
建築CADソフト著作権侵害損害賠償請求事件…………… 16

#### 〔商標〕

平成29年（行ケ）第10053号 審決取消請求事件…………… 20

### ○海外情報○

#### 〔アメリカ・特許〕

審査過程の権利放棄が当事者系レビューにまで及ぶ…………… 22

#### 〔中国・不競法/商標〕

新不正競争防止法と商標法の模倣・混同の面における交錯…………… 23

### ○特許紹介○

特許第6218403号

「電界放射型電子銃を備えたX線管及びそれを用いたX線検査装置」のご紹介… 26

## 1. 概要

経済産業省ホームページ平成30年3月9日更新プレスリリースによりますと、このたび、J-PlatPat のデータベースを大幅に充実させるとともに、検索機能を特許審査システムと共通化することで、J-PlatPat で新たな検索機能が利用可能になります、とのことです。また、この会合に先立ち、1日には日米欧の三極ユーザー団体を招待し、三極特許庁長官・ユーザー会合を開催しました。

これらの機能を活用いただくことで、ユーザーの皆様は、より正確で効率的な先行技術調査が可能となり、研究開発段階における重複投資の防止やイノベーションの促進が期待されます。また、米国・欧州・国際出願の先行技術文献を、英語にて横断的・効率的に調査することが可能となり、より適切な海外出願戦略を立てることが可能となります。

## 2. 新機能について

平成30年3月12日から、J-PlatPat のデータベースを大幅に充実させるとともに、検索機能を特許審査システムと共通化することで、J-PlatPat で新たな検索機能が利用可能になります。主な追加・改善機能は以下の通りです。

<追加機能>

機能1. 特許分類とキーワードを掛け合わせた検索

機能2. 近傍検索

機能3. 外国特許公報（米国・欧州・国際出願）の英文テキスト検索<改善機能>

機能4. 国内の公開特許公報等のテキスト検索が可能な期間の拡大

機能5. 検索結果表示件数の上限拡大

ユーザーの皆様は、これらの機能を活用いただくことにより、より正確で効率的な先行技術調査が可能となります。また、研究開発段階における重複投資の防止やイノベーションの促進が期待されます。

また、外国公報の英文テキスト検索が可能となることで、米国・欧州・国際出願の先行技術文献を、英語にて横断的・効率的に調査することが可能になり、より適切な海外出願戦略を立てることが可能となります。

## 3. J-PlatPat について

特許庁では、特許情報がより幅広く簡便に利用される環境を整備するために、平成11年3月にインターネットを通じて特許情報を無料で提供する「特許電子図書館（IPDL）」サービスを開始しました。その後、高度化、多様化する特許情報に対するユーザーニーズに応えるべく、平成27年3月に特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）としてリニューアルを行い、インターネットを通じた迅速な特許情報の提供を行っております。

J-PlatPat は、特許、実用新案、意匠、商標の国内外の公報等約1億3000万件や、審査、登録、審判に関する経過情報等を蓄積しており、その利用回数は年間1億回を超えるなど、我が国において、誰でも無料で検索・照会ができる特許情報提供サービスとして定着しております。

上記トピックスの詳細は、経済産業省ホームページの下記該当ページをご参照下さい。

URL =

<http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180309003/20180309003.html>

（平成30年3月9日更新）

## 1. 概要

経済産業省ホームページ平成30年3月5日更新プレスリリースによりますと、特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)と欧州特許庁(EPO)は、3月2日、箱根町にて第36回三極特許庁長官会合を開催しました、とのこと。また、この会合に先立ち、1日には日米欧の三極ユーザー団体を招待し、三極特許庁長官・ユーザー会合を開催しました。

三極特許庁長官会合では、特許制度調和、コンピュータソフトウェア関連発明の三極比較研究、PCTの品質改善及び標準必須特許に関する取組について議論を行いました。また、三極特許庁長官・ユーザー会合では、特許制度調和、コンピュータソフトウェア関連発明の三極比較研究、第四次産業革命について議論を行いました。

## 2. 特許制度調和

三極特許庁長官・ユーザー会合(以下、「長官・ユーザー会合」)では、三極ユーザーから、本年9月の特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)に向けたユーザー間の議論の進捗が報告されました。

三極特許庁長官会合(以下、「長官会合」)では、三極ユーザーの議論の進捗を注視しつつ、制度調和の実現に向けて三極特許庁で引き続き協力していくことが確認されました。

## 3. コンピュータソフトウェア関連発明の三極比較研究

長官・ユーザー会合では、三極ユーザーから、コンピュータソフトウェア関連発明のグローバルな権利化に際しての課題が提起されるとともに、三極比較研究に対する期待が表明されました。

長官会合では、三極比較研究の進捗を確認するとともに、今後の進め方について引き続き議論していくこととなりました。

## 4. PCTの品質改善

長官会合では、特許庁から、PCT国際機関が作成する国際調査・予備審査の品質維持向上のための新たな取組の必要性を訴えたところ、そのような取組の重要性について認識が共有され、今後、具体的な対応策について議論を継続することに合意しました。

## 5. 標準必須特許等の第四次産業革命関連

長官・ユーザー会合では、三極ユーザーから、企業におけるAI活用の実態や課題が紹介されるとともに、AI活用について特許庁による支援が要請されました。

長官会合では、特許庁から、本年度の特許制度小委員会の報告書にて言及された、特許発明の標準必須性に係る判断のための判定の新たな運用について紹介し、標準必須特許について今後も状況を注視するとともに、五大特許庁で議論を行う方針に合意しました。

## 6. 三極特許庁長官会合参加者

日本国特許庁(JPO): 宗像長官 他  
米国特許商標庁(USPTO): イアंक長官 他  
欧州特許庁(EPO): バティステリ長官 他  
(オブザーバー) 世界知的所有権機関(WIPO): サンデージ事務局次長 他  
上記トピックスの詳細は、経済産業省ホームページの下記該当ページをご参照下さい。

<http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180305006/20180305006.html>

(平成30年3月5日更新)



## 欧州特許条

約 (EPC) の 2 つの規定が、2018 年 4 月 1 日に発効します。1 つ目は、第 3 年度の更新料の支払いに関する規定であり、2 つ目は、一部の PCT 出願における補充欧州調査料の金額に関するものです。

1. 欧州特許出願の更新料は、出願日の 2 年後から毎年、欧州特許庁 (EPO) に対して支払わなければなりません。ただし、第 3 年度の更新料は特許付与までに支払わなければならない、特許付与後の更新料は、欧州特許が有効な各国内レベルで支払わなければなりません。今までは、EPO に支払うべき各更新料は、納付期限に先行する 3 か月以内に、即ち出願日の応当日に当たる月の末日の 3 か月前から支払うことができました。新しい EPC 規則 51 は、第 3 年度の更新料に関してのみ、この前納期間を変更します。即ち、出願人は希望する場合には、納付期限に先行する 6 か月以内に、第 3 年度の更新料を支払うことができます。今回の改正に伴い、値上げ前の支払いにより第 3 年度更新料の増額を回避したい出願人にとって、対応可能な期間が拡大されます。この新しい規則は、第 3 年度更新料が 2018 年 4 月 1 日以降に支払われる、あらゆる欧州特許出願に適用されます。

2. 2 つ目の規定は、別の種類の料金、即ち、次のいずれかの特許庁が、国際調査機関 (ISA) であった PCT 出願の欧州広域段階への移行時に支払うべき調査料に関するものです：オーストラリア特許庁、日本特許庁 (JPO)、韓国知的財産庁 (KIPO)、ロシア連邦知的財産特許商標庁 (ロシア連邦)、米国特許商標庁 (USPTO) 及び中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO)。これらの Euro-PCT 出願の場合、EPO により行われる補充調査の調査料を支払わな

ければならず、現在の金額は 1300 ユーロですが、これまでは 190 ユーロ減額されています。

EPO 管理理事会が 2017 年 12 月 13 日に下した決定により、この調査料の減額は現在取り消されています。経過規定に従い、2018 年 10 月 1 日までに補充欧州調査報告の調査料が期限内に減額された金額で支払われた場合、EPO の指令から 2 か月以内に不足額 (即ち 190 ユーロ) を支払えば、当該調査料は有効に支払われたとみなされます。欧州段階への移行を希望する PCT 出願人は、EPO を ISA として選択することを検討した方がよいかもしれません。例えば米国、日本又はロシアの出願人の場合には、受理官庁がこの選択肢を出願人に与えています。それ以外の場合でも、欧州に子会社や支社がある出願人は、PCT 出願の共同出願人として、欧州の子会社や支社を指定することにより、この選択肢が可能となります。このようにすれば、出願人は欧州段階への移行時に EPO に調査料を支払う必要がないため、欧州段階への移行時の費用を節約しながら、ISA としての EPO による高品質な調査の恩恵を受けることができます。さらに、EPO により発行された ISA 意見書において認定されたあらゆる特許可能な主題は、中国、日本、韓国、米国、オーストラリア、ブラジル、コロンビア、マレーシア、フィリピン、ロシア、ユーラシア特許庁、カナダ、イスラエル、メキシコ及びシンガポールにおいて、PPH 試行プログラムに基づき出願審査を申請する際の根拠として用いることもできます。

米国ヒューストンの Osha Liang 事務所からのレターに拠ります



## 米国特許商

標庁 (USPTO) は、2018 年 1 月、米国特許審査便覧 (MPEP) の改訂版を公表しました。特に、改訂版には、Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l, 134 S. Ct. 2347 (2014 年) において示された最高裁の特許適格性テスト(以下、「Alice テスト」という)の実体的な、且つ手続上の実施に焦点を当てた MPEP の各セクションに対する変更、即ち、MPEP の§2103、2104、2105、2106、及び 2106. 03 ~2106. 07 (c) が含まれています。MPEP の改訂版は、主題の適格性に関する最近の判例法にかかる極めて徹底的な説明から成る一方で、USPTO メモランダムにのみ記載のあった従前の USPTO 指針も集約しています。

さらに、改訂版は、Alice テストに基づき拒絶理由を発行し、克服するために要求される事柄にかかる特許審査官と出願人に対する明確な指示を定めています。例えば、MPEP の§2106. 07 は、特許審査官と出願人との間で責務を以下の通り明らかにしています：

適格性に関する実体法の遵守について、クレーム発明を評価するに際して、審査官は、当該クレーム発明が特許適格な主題を記載するものであるか否かに関して結論を導く前に、証拠全体(例：明細書、クレーム、審査経過、関連する判例法、先行技術など)を検討しなければならない。クレーム発明が、特許適格な主題として認められるか否かの評価は、請求項毎に行われなければならない。なぜなら、クレームは、明細書中の類似クレームによって自動的に決まるものではないからである。例えば、独立クレームが不適格であると判断される場合であっても、従属クレームは、独立クレームに記載された判例法上の除外を著しく超えるほどの限定を追加することを理由として、適格となり得る。よって、出願中の各クレームは、そこに記載された特定の要素に基づき別個に検討されなければならない。

クレーム発明の評価の結果、クレーム全体として適格性に関する何れの基準も満たさない可能性

が高いという結論に至る場合(ステップ 1：NO、及び/又は、ステップ 2B：NO)、審査官は、ステップ 1 及び/又はステップ 2B に基づく当該クレームにかかる適切な拒絶理由を明確に述べなければなりません。拒絶理由は、実体法に基づく不適格性にかかる一応の証拠がある事件を示さなければなりません。一応の証拠がある事件の概念は、特許審査における手続上のツールであり、これは、審査官と出願人との間で行き来する責務を割り当てるものです。特に、出願人が十分な通知を受け、有効に応答することができるよう、クレームが特許を受けることができない理由を明瞭且つ具体的に説明する最初の責務は審査官にあります。しかしながら、この改訂は、USPTO の政策について極めて教育的である一方、特許実務者は、裁判所において生じる主題の適格性に関する判例法の変更について継続的に情報収集するよう注意すべきです。その重要性を示すべく、MPEP の§2106. 05 (d) は、「しかしながら、明細書に記載がなくとも、裁判所は、追加要素が十分に理解され、型通りで、ありきたりな活動であるとの認定を裏付ける証拠を要求しておらず、代わりに、当該問題を不要証事実が適切な事項として扱っている。」(強調付加)と述べています。しかし、改訂 MPEP の公表からわずか数週間後の 2018 年 2 月 8 日、CAFC は、「クレーム要素又は要素の組み合わせが、関連分野の当業者にとって十分に理解され、型通りで、ありきたりなものであるか否かという問題は事実問題であり・・・[且つ]明確で説得力のある証拠により立証されなければならない。」と認定しました。Berkheimer v. HP Inc., No. 2017-1437 (連邦巡回区控訴差裁、2018 年 2 月 8 日) 参照。従って、MPEP は依然として特許適格性を判断するための有益なツールであるものの、特許実務者は、最新の法律についていけるよう複数のリソースの活用を継続すべきです。

(米国ヒューストンの Osha Liang 事務所からのレターに拠ります)

## 1. 無効2017-890017

本件商標：



登録番号：第5799460号

引用商標1



登録番号：第4376377号

(その他引用商標2~14あり)

### 当審の判断

1 商標法第4条第1項第15号該当性について

#### (1) 本件商標と各引用商標との類否

「本件商標の3本線図形部分と引用商標1ないし14の3本線商標とを対比すると、両者は、左方向にやや傾けた長さが異なる細長い台形様図形3本を等間隔で平行に並べ、そのうちの左端に位置するものを最も短くし、右方向に向かって順次長くしていき、右端に位置するものを最も長くした図形であって、当該図形全体で三角形様の外形からなる点で、構成の軌を一にし、外観において近似した印象を与えるものである。」「本件商標と3

本線商標は、称呼及び観念において比較することができないものの、これを時と所を異にして離隔的に観察した場合は、互いに混同を生じさせるおそれがある外観上、類似の商標というべきである。」

#### (2) 出所の混同のおそれ

「3本線商標は、本件商標の登録出願日前から、我が国及び世界各国においても、請求人の業務に係る商品を表示する商標として取引者・需要者の間に広く認識されていたものと認められ、本件商標と3本線商標とは、互いに混同を生じさせるおそれがある外観上、類似の商標というべきである。そして、本件商標の指定商品は、被服、かばん類、履物等の服飾品を扱う者が販売する実情があることからすると、本件商標は、本件商標権者がこれをその指定商品に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、請求人に係る著名な3本線商標を想起し、請求人あるいは同人と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかの如く、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあったというべきである。

したがって、本件商標は、商標法第4条第1項第15号に該当する。」

## 2. 無効2017-890010

本件商標：

**GUZZILLA**

登録番号：第5490432号

引用商標：**GODZILLA**  
ゴジラ

登録番号：第4785876号 ほか

### 当審の判断

1 商標法第4条第1項第15号該当性について

#### (1) 本件商標と引用商標との類否

「本件商標と片仮名『ゴジラ』とは、ローマ字と片仮名とが相違し、外観上、明らかに区別でき、また、本件商標『GUZZILLA』とローマ字『GODZILLA』とは、2文字目及び3文字目の『UZ』の文字と『OD』の文字とにおいて相違し、さらに、本件商標は、上記(1)のとおり、ややデザイン化されているものであるから、

外観上、区別し得るといふべきである。次に、称呼については、本件商標は『ガジラ』の称呼が生じ、また、引用商標は『ゴジラ』の称呼が生じる。ところ、両者は、称呼における識別上重要な要素を占める語頭音において、『ガ』の音と『ゴ』の音に差異を有するものであるから、これらの差異が短い3音構成の両称呼全体に及ぼす影響は決して小さいものとはいえず、それぞれの称呼を全体として称呼するときにおいても、その語調、語感が相違したものとなり、互いに聞き誤るおそれはないものといえる。さらに、観念については、本件商標は特定の観念が生じず、引用商標は広く知られている『怪獣の名称としてのゴジラ』の観念が生じるから、観念において類似するとはいえない。そうすると、本件商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても、相紛れるおそれがない非類似の商標といふべきである。」

### (2) 出所の混同について

「引用商標は、上記1のとおり、本件商標の登録出願時には、既に請求人の制作に係る怪獣映画に登場する怪獣の名称として広く認識され、著名となっており、それは査定時においても継続していたと認められるものである。

しかしながら、本件商標と引用商標とは、上記(2)のとおり、相紛れるおそれがない非類似の商標である。

また、本件商標の指定商品は、第7類に属する建築土木機械器具及び廃棄物関連の装置であって、専門的な特殊な機械器具装置といえるところ、その需要者は、建設機械メーカーや建築・土木従事者などである。一方、引用商標が使用されている映画及びゴジラのキャラクター商品及び役務の需要者は、広汎な一般消費者であるから、その取り扱いに係る商品及び役務において、取引者、需要

者の範囲が異なるものであり、商品の目的、品質が相違し、生産、販売部門も同一であるとはいえない。

してみれば、本件商標は、商標権者がこれをその指定商品について使用しても、取引者、需要者をして引用商標を連想又は想起させることはなく、その商品が請求人又は同人と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、その商品の出所について混同を生ずるおそれはないものといふべきである。

したがって、本件商標は、商標法第4条第1項第15号に該当しない。」

### 2 商標法第4条第1項第19号及び同項第7号 該当性について

「本件商標と引用商標とは、上記2(2)のとおり、相紛れるおそれのない非類似の商標であって別異のものであり、上記2(3)のとおり本件商標は、引用商標を想起又は連想させるものでもない。そうすれば、本件商標は、引用商標の名声にただ乗りするなど不正の目的をもって使用をするものと認めることはできない。」

「本件商標が、その出願及び登録の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に該当するものであることを具体的に示す証左はない」、「請求人らの主張及びその提出に係る証拠のいずれを見ても、本件商標をその指定商品に使用することが、社会公共の利益、社会の一般的道徳観念に反するものとはいえない。

したがって、本件商標は、商標法第4条第1項第19号及び同項第7号のいずれにも該当するものとはいえない。」

## 3. 無効2016-890014

本件商標：



登録番号：第5392943号

引用商標 1 :



登録番号：第4637003号

調査対象商標：



登録番号：第5392944号

### 当審の判断

#### 1. 商標法第4条第1項第15号該当性について (1) 本件商標と各引用商標との類否

「本件商標と引用商標とは、全体的な形状において似通った印象を与えるものの、その全体を構成する頭部、首部、足部及び尻尾部において顕著な差異を有するものであって、その差異は、明瞭にみて取れるものであるから、外観において明らかに相違する。」「本件商標からは、上記(2)イのとおり、特定の称呼及び観念を生じないのに対し、引用商標からは、上記(3)イのとおり、『プーマ』又は『ピューマ』の称呼を生じ、『PUMAのブランド』としての観念を生じるものであるから、本件商標と引用商標は、称呼及び観念を異にする。」「以上のとおり、本件商標と引用商標とは、外観において明らかに相違し、称呼及び観念においても相紛れるおそれはない。」

#### (2) 出所の混同のおそれ

「上記2のとおり、本件商標と引用商標とは、非類似の商標であって、別異のものというべきである。そうすると、本件商標は、これを本件商標権者がその指定商品に使用しても、取引者、需要者に、請求人の業務に係る引用商標を連想又は想起させることはなく、その商品が、請求人あるいは同人と経済的又は組織的に何らかの関係性を有する者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生ずるおそれはないものというべきである。」

#### (3) アンケート調査結果について(請求人の主張)

「本件調査結果によれば、該生活アンケートの回答者の中には、調査対象商標の外観から、『ピューマ』及び『プーマ』を連想、想起し、また、その商品を購入した理由について『スポーツウェア・スニーカーを購入した』、『(有名な)スポーツメーカー』と回答した者が存在することがうかがえる。しかしながら、調査対象商標から、『ピューマ』及び『プーマ』を連想、想起する場合があるとしても、6割以上の者が『ピューマ』及び『プーマ』を連想、想起しないこと、『ピューマ』及び『プーマ』を連想、想起した者が必ずしも請求人の業務に係る引用商標と誤認混同しているとは限らないことを考慮すれば、調査対象商標は、これに接する者に、直ちに請求人の引用商標を連想、想起させるとまでは、いうことができない。」「したがって、本件商標は、その登録出願時及び登録査定時において、商標法第4条第1項第15号にいう『混同を生ずるおそれ』があったとはいえず、同項同号に該当しない。」

#### 2. 商標法第4条第1項第7号該当性について 不当な利益を得る等の不正な目的を有する出願か否か

「引用商標は、本件商標の登録出願時には既に、請求人の業務に係るスポーツシューズ、被服、バッグ等を表示する商標として、我が国の取引者、需要者の間に広く認識されているとしても、本件商標と引用商標とは、上記2のとおり、非類似の商標であって、別異のものとして認められ、請求人が提出した証拠からは、本件商標権者が引用商標に化体した信用・名声及び顧客吸引力に便乗し、不当な利益を得る等の不正の目的で本件商標を登録出願したものとすべき具体的事実は見あたらない。」「本件調査結果からは、調査対象商標に接する者に、直ちに請求人の引用商標を連想、想起させるとまではいうことができず、請求人が提出した本件商標権者に関する証拠(甲18, 甲23)からは、本件商標権者が、どのような認識又は目的を持って、本件商標を登録出願したものである」と主張した。



かを推し測ることはできない。」「本件調査結果については、上記3(2)のとおり、本件商標から『ピューマ』及び『プーマ』を連想、想起した者が、必ずしも請求人の業務に係る引用商標と誤認混同しているとは限らないこと、及び調査期間が本件商標の登録査定後であることからすれば、本件商標は、引用商標に化体した顧客吸引力に便乗

## 4. コメント

### 1 パロディ商標について

パロディーの意味は、広辞苑第7版によりますと、「文学作品の一形式。よく知られた文学作品の文体や韻律を模し、内容を変えて滑稽化・諷刺化した文学。日本の替え歌・狂歌などもこの類。また、広く絵画・写真などを題材としたものにもいう。」とあります。文学作品や絵画・写真は著作権法による保護が可能です。パロディ作品はよく知られた著作物等を基に創作されるものですので、事案により元の著作物の侵害が問題となる場合があります。

商標は、文字、図形、色彩、音を構成要素とするものであるため、著名商標をパロディ化した商標も存在し得るものと考えられます。判例においては、「『パロディ』なる概念は商標法の定める法概念ではなく、講学上のものであって、法4条1項15号に該当するか否かは、あくまでも法概念である同号該当性の有無により判断すべきである」と判断されており（平成21年（行ケ）第10404号）、類似性、出所の混同、著名商標へのフリーライドや希釈化の判断にあたっては、パロディであるか否かは考慮されないと考えられます。上記事件の経緯を見ますと、特許庁は商標使用者への配慮からパロディ商標は著名商標との混同のおそれやフリーライドに影響する、裁判所は需要者の視点からパロディ商標であるか否かは影響しないとの姿勢が見受けられます。

昨年、腕時計で著名な「フランク ミュラー」の文字商標とそのパロディ商標といえる手書き文字

していたものということができない。」「以上のとおり、本件商標は、『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』に該当するものということとはできず、その登録がされた後においても該当するものということとはできないから、商標法第4条第1項第7号に該当しない。」

での「フランク三浦」の事件が最高裁に申し立てられていましたが、不受理とされ知財高裁の判決が確定しました。知財高裁の判決は、特許庁の審判において認められた類似性、出所の混同、フリーライド（著名商標へのただ乗り）等（商標法第4条第1項第10号、11号、15号、19号該当）を覆し、両者は非類似であり出所の混同は生じないと判断しました（平成27年（行ケ）第10219号）。当該判決でも「本件商標が商標法4条1項15号に該当するか否かは、飽くまで本件商標が同号所定の要件を満たすかどうかによって判断されるべきものであり、原告商品が被告商品のパロディに該当するか否かによって判断されるものではない。」と認定しており、パロディ性は商標法の規定に該当するかについて影響しないと判断されています。また、同号について「確かに商標法4条1項15号の規定は、周知表示又は著名表示へのただ乗り（いわゆるフリーライド）及び当該表示の希釈化（いわゆるダイリューション）を防止し、商標の自他識別機能を保護することによって、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り、需要者の利益を保護することを目的とするものではあるものの、飽くまで同号に該当する商標の登録を許さないことにより、上記の目的を達するものであって、ただ乗りと評価されるような商標の登録を一般的に禁止する根拠となるものではない。したがって、原告商品が被告使用商標の著名性に乗り販売されたことを主張するのみでは、本件商標が同号に該当することを根拠付ける

主張となるものとはいえない。」と判断している点も興味深いです。フリーライド等が生じることを主張するためには、著名商標の識別機能が害されており、それによって需要者が誤って商品を購入するなどの需要者の利益が害されていることもあわせて主張する必要があることとなります。しかし、パロディ商標は、著名商標とは異なることは明らかであって、需要者の利益が害される可能性は低いと考えられますので、パロディ商標は主に

類似性の程度が重要とされ、同15号には該当せず登録される可能性が高くなると考えられそうです。(なお、上記「フランク三浦」事件の判断は、文字商標の登録要件に関してのものであり、実際に販売されている時計の形態の類似性や侵害性について判断されているものではありません。)パロディ商標に関連する事件は以下のものがあります。

※平成27年(行ケ)第10219号 審決取消請求事件※

フランク三浦 VS 「フランク ミュラー」(標準文字)

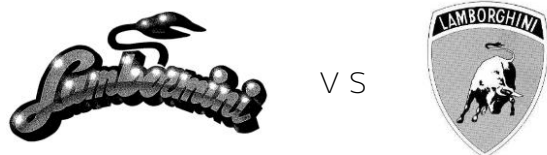
→ 商標法4条1項10号, 11号, 15号, 19号 非該当(類似しないし混同も生じない)

※平成21年(行ケ)第10404号 商標登録取消決定取消請求事件※



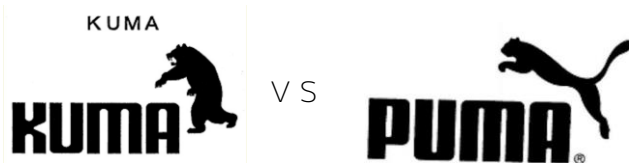
→ 商標法4条1項11号, 15号, 19号 非該当(類似しないし混同も生じない)

※平成23年(行ケ)10426号 審決取消請求事件※



→ 商標法4条1項10号, 15号, 19号 該当(類似し混同・フリーライド有)

※平成24年(行ケ)第10454号 審決取消請求事件※



→ 商標法4条1項7号及び15号 該当(類似し混同・フリーライド有)

## 2 審決例①～③について

審決例①について、引用商標は被服などスポーツ関連商品において著名といえ、その商標は比較的単純な図形からなることを考慮すれば、その構成に特徴があると考えられます。本件商標は、引用商標の単純な図形部分を変更させていますが、特徴的な構図において共通していますので、本件商

標は著名商標を基にして表現された商標といえると考えられます。

審決例②について、両商標は文字商標同士であり、映画「ゴジラ」の宣伝広告の規模や著名性を考慮すれば、「UZ」と「OD」の差異、「L」の有無程度の相異であれば、本件商標は「ゴジラ」を基

にして創作されたものと理解することは難しくはないと思われます。特許庁は、外観・称呼・観念から両商標は非類似であり、また、両商標が使用される商品・役務の需要者・取引者が異なる等として、商標法第4条第7号、15号、19号には該当しないと判断しています。請求人は本件商標の権利者が「SUPER GUZZILLA」や「SPACE GUZZILLA」などの使用例や商標の持つイメージの共通性について主張していますが、特許庁は商標と指定商品の類似性のみから同号に該当しないと判断しています。

審決例③は、引用商標は被服などスポーツ関連商品において著名といえ、その商標は単純な動物のシルエットのみからなることを考慮すれば、その構図にも特徴があるとも考えられます。両商標の細部は異なりますが、構図は共通するといえますので、本件商標は著名商標を基にして創作された

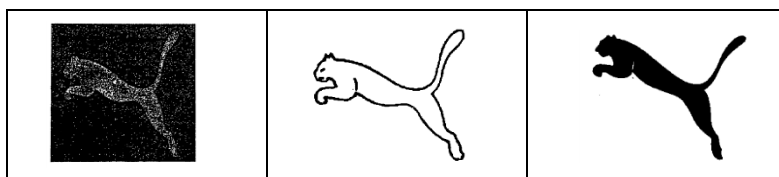
ものと理解することは難しくはないと思われます。特許庁は、両商標の基礎となる構図の共通点よりも細部の相違を重視し、両商標は非類似と判断し、また、アンケート調査における6割以上が著名商標を想起・連想しない点に着目し、商標法第4条第7号、15号、19号には該当しないと判断しています。審決例③の引用商標は、欧州連合裁判所においても争われているケースが複数例あり、以下の事例では、日々の消費財（履物）を購入する一般大衆の平均的な注意度であれば、詳細な相違点よりも大まかな不完全なイメージに依存する等と認定し、混同を生じるおそれがあると判断されています（月刊「パテント」2017年12月号、58頁参照）。

なお、審決例②及び③は現在、審決の取り消しを求めて出訴しています。

※欧州裁判事件番号 R1304/2016-1※



VS



→ 類似性を理由とする混同のおそれ有り

（欧州連合商標に関する理事会規則第8条（1）（b）に該当）

## 1. 標題

新規事項の追加、実施可能要件及びサポート要件に係る判断については原告の請求が認容されたが、新規性及び進歩性については分割要件により出願日の遡及日が認められずに原告の請求が棄却された例。

（平成30年1月15日 知財高裁判決言渡）

## 2. 関連キーワード

特許異議申立、新規事項の追加、新規性、進歩性、実施可能要件、サポート要件、（分割要件）

## 3. 関連特許法規

113条、17条の2第3項、29条1項3号及び2項、36条4項1号、36条6項1号、（44条）

## 4. 事案の概要

原告は、発明の名称を「ピタバスタチンカルシウムの新規な結晶質形態」とする特許出願をした（以下「本件出願」といい、本件出願当初の明細書、特許請求の範囲及び図面を「本件出願当初明細書等」という。）。

ちなみに、本件出願は、平成16年2月2日（優先権主張：平成15年2月12日、欧州特許庁）にした特許出願（以下「第1出願」という。）の一部についてした特許出願（以下「第2出願」という。）の一部についてした特許出願（以下「第3出願」という。）の一部についてした特許出願である（以下、第3出願当初の明細書、特許請求の範囲及び図面を「第3出願当初明細書等」という。）。

原告は、本件出願について特許をすべき旨の査定を受け、平成27年2月27日、設定の登録を受け、同年4月15日、特許掲載公報が発行された（請求項の数13。以下、この特許を「本件特許」という。）。

そして、本件特許について、平成27年10月15日、特許異議の申立てがされた後、原告は、本件特許の明細書及び特許請求の範囲について訂正を請求した（以下「本件訂正」という。）。

特許庁は、「本件訂正を認めるとともに、請求項1ないし7、9ないし13に係る本件特許を取り消し、請求項8に係る本件特許を維持する」との決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、原告は、本件

## 5. 訂正後の範囲請求項1及び2の記載

本件訂正後の特許請求の範囲請求項1および2の記載は、次のとおりである（本判決文においては、本件訂正後の請求項1ないし13に係る発明を請求項番号に合わせて「本件発明1」などといい、本件発明1ないし7及び9ないし13を併せて「本件各発明」としている。また、本件訂正後の明細書を、図面を含めて「本件明細書」としている。）。なお、本件訂正後の特許請求の範囲請求項3ないし13の記載は割愛する。

### 【請求項1】

A 2θで表して、5.0±0.2°、6.8±0.2°、9.1±0.2°、13.7±0.2°、20.8±0.2°、24.2±0.2°に特徴的なピークを有し、20.2±0.2°に特徴的なピークを有しない、特徴的なX線粉末回折図形を示し、

B FT-IR分光法と結合した熱重量法により測定した含水量が9～15%である（但し、10.5～10.7%（w/w）の水を含むものを除く）、

C (3R, 5S)-7-[2-シクロプロピル-4-(4-フルオロフェニル)キノリン-3-イル]-3,5-ジヒドロキシー-6(E)-ヘプテン酸ヘミカルシウム塩の

D 結晶多形A。

E 但し、2θで表して、5.0±0.2°(s)、6.8±0.2°(s)、9.1±0.2°(s)、1

0. 0±0. 2° (w)、10. 5±0. 2° (m)、11. 0±0. 2° (m)、13. 3±0. 2° (vw)、13. 7±0. 2° (s)、14. 0±0. 2° (w)、14. 7±0. 2° (w)、15. 9±0. 2° (vw)、16. 9±0. 2° (w)、17. 1±0. 2° (vw)、18. 4±0. 2° (m)、19. 1±0. 2° (w)、20. 8±0. 2° (vs)、21. 1±0. 2° (m)、21. 6±0. 2° (m)、22. 9±0. 2° (m)、23. 7±0. 2° (m)、24. 2±0. 2° (s)、25. 2±0. 2° (w)、27. 1±0. 2° (m)、29. 6±0. 2° (vw)、30. 2±0. 2° (w)、34. 0±0. 2° (w) [ここで、(vs) は、非常に強い強度を意味し、(s) は、強い強度を意味し、(m) は、中間の強度を意味し、(w) は、弱い強度を意味し、(vw) は、非常に弱い強度を意味する] に特徴的なピークを有する特徴的なX線粉末回折図形を示し、FT-IR分光法と結合した熱重量法により測定した含水量が3～15%であるものを除く。

#### 【請求項2】

2θで表して、5. 0±0. 2° (s)、6. 8±0. 2° (s)、9. 1±0. 2° (s)、13. 7±0. 2° (s)、20. 8±0. 2° (vs)、24. 2±0. 2° (s) [ここで、(vs) は非常に強い強度を意味し、(s) は強い強度を意味する] に特徴的なピークを有する特徴的なX線粉末回折図形を示す、請求項1に記載の結晶多形A。」

ここで、上記請求項1の符号A、B、C、D及びEは、分説した構成要件を表し、「構成要件A」などと称することがある。

## 6. 審決の理由の要旨

審決の理由の要旨は、「①本件各発明に係る特許は、特許法17条の2第3項に規定する要件（新規事項の追加の禁止）を満たしていない本件補正をした本件出願に対してされたものであり、同法113条1号に該当する、②本件各発明に係る特許は、同法36条6項1号の規定（サポート要件）

を満たしておらず、同法113条4号に該当する、③本件各発明に係る特許は、同法36条4項1号に規定する要件（実施可能要件）を満たしておらず、同法113条4号に該当する、④本件出願は、第3出願の一部を新たに特許出願とするものではないから、もとの特許出願の時にしたものとはみなされず、その出願日は平成26年7月30日となること、本件発明1、10及び11は、引用例1に記載された発明（以下「引用発明1」という。）であり、本件発明12及び13は、引用例1に記載された医薬組成物の発明（以下「引用発明1」という。）であるから、本件発明1及び10ないし13に係る特許は、同法29条1項3号の規定に違反してされたものであり、同法113条2号に該当する、⑤i) 本件出願の出願日は平成26年7月30日となること、本件発明1、3、5、7、10及び11は、引用例2に記載された発明（以下「引用発明2」という。）及び技術常識に基づいて、本件発明12及び13は、引用例2に記載された薬剤の発明（以下「引用発明2」という。）及び技術常識に基づいて、それぞれ当業者が容易に発明をすることができたものである、ii) なお、仮に本件出願が、もとの特許出願の時にしたもののみなされたとしても、本件発明1、3、5、7及び10ないし13は、引用例3に記載された発明（以下「引用発明3」という。）及び技術常識に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件発明1、3、5、7及び10ないし13に係る特許は、同法29条2項の規定に違反してされたものであり、同法113条2号に該当する。」というものである。

なお、本件各発明と引用例との一致点や相違点等については、本稿では割愛する。

## 7. 取消事由

取消事由は以下の六点である。

- (1) 本件補正が新規事項の追加に当たるとした判断の誤り（取消事由1）

- (2) サポート要件の判断の誤り（取消事由2）
- (3) 実施可能要件の判断の誤り（取消事由3）
- (4) 引用発明1又は1'に基づく新規性の判断の誤り（取消事由4）
- (5) 引用発明2又は2'に基づく進歩性の判断の誤り（取消事由5）
- (6) 引用発明3に基づく進歩性の判断の誤り（取消事由6）

ちなみに、当裁判所は、上記取消事由1ないし3及び5を判断し、うち取消事由1ないし3については、原告の主張を認容し、取消事由5については、原告の主張を棄却した。次の当裁判所の判断としては、取消事由5の一部を記載する。なお、上記取消事由についての当事者の主張については割愛する。

## 8. 当裁判所の判断（取消事由5）

ア 分割出願が適法であるための実体的要件としては、①もとの出願の明細書、特許請求の範囲の記載又は図面に二以上の発明が包含されていたこと、②新たな出願に係る発明はもとの出願の明細書、特許請求の範囲の記載又は図面に記載された発明の一部であること、③新たな出願に係る発明は、もとの出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内であることを要する。なお、本件出願が第1出願の出願時にしたものとみなされるためには、本件出願、第3出願及び第2出願が、それぞれ、もとの出願との関係で、上記分割の要件①ないし③を満たさなければならない。

イ 本件決定は、第3出願当初明細書等には、X線粉末回折において26個偏差内相対強度図形を示す結晶多形Aしか記載されていなかったから、6個のピーク及び1個のピークの不存在で結晶多形Aを特定する本件発明1は、第3出願当初明細書等に記載された事項の範囲を拡大するものであると判断した。

そこで、本件発明1は、第3出願当初明細書等に記載された事項の範囲内にあり、上記分割の要件③を満たすかについて検討する。

ウ （省略）

エ 前記分割の要件③の充足の有無

本件発明1は、2θで表して、5.0±0.2°、6.8±0.2°、9.1±0.2°、13.7±0.2°、20.8±0.2°、24.2±0.2°に特徴的なピークを有し、20.2±0.2°に特徴的なピークを有しない、特徴的なX線粉末回折図形を示すこと等により特定されるピタバスタチンカルシウムの結晶多形であるところ、第3出願当初明細書等には、結晶多形Aとして、このような結晶多形は記載されておらず、結晶多形Aと名付けられた結晶多形以外の結晶多形としても、このような結晶多形が記載されているということとはできない。

したがって、本件発明1は、第3出願当初明細書等に記載された事項の範囲内にあるということとはできず、前記分割の要件③は満たさない。

オ 原告の主張について

（中略）

しかし、第3出願当初明細書等にいう結晶多形Aは、第3出願当初明細書等において名付けられたものであって、第3出願当初明細書等に結晶多形Aとして説明される結晶多形は、26個無偏差相対強度図形等を示すピタバスタチンカルシウムの結晶多形である。26個無偏差相対強度図形のうち、比較的相対強度の強い6個においてピークを確認できる結晶多形が、第3出願当初明細書等に開示された結晶多形Aであると同定できたとしても、第3出願当初明細書等において開示された結晶多形Aは、26個無偏差相対強度図形のうち、比較的相対強度の強い6個においてピークを確認できる結晶多形ではない。原告の主張は、第3出願当初明細書等の記載に基づくものではなく、採用できない。

カ 小括

以上によれば、本件発明1は、第3出願当初明細書等に記載された事項の範囲内であるということとはできず、前記分割の要件③を満たさない。したがって、本件発明1に係る本件出願は、第3出願の一部を新たに特許出願とするものではないから、その出願日は平成26年7月30日となる。

## 9. コメント

特許異議申立制度が平成26年法改正（平成27年4月1日施行）で導入されて以降、昨年あたりから、異議決定を取り消すための訴訟の判決が徐々に出てくるようになりました。

異議申立と言いますと、その申立理由が無効理由とほぼ重複するため、このような取消訴訟も、無効審判の審決取消訴訟とほぼ同じような形で進行するというイメージです。しかしながら、取消訴訟においては、異議申立の場合と、無効審判の場合とは違いがあります。具体的には1) 何の審決（決定）に対して訴訟提起が可能か、2) 被告適格、3) 差し戻し審理における訂正請求の有無があります。

本件の詳細は、下記のURLをご参照下さい。

URL :

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/383/087383\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/383/087383_hanrei.pdf)



サウジアラビア

## 1. 標題

建築CADソフトのアクティベーション機能を担うプログラムのクラック版をオークションサイトで販売等した被告に対して、原告が損害賠償の一部を請求し、それが認容された事案。

(平成30年1月30日 東京地裁民事第47部)

## 2. 関連法規

著作権法第27条(翻案権)、同23条(公衆送信権)、同20条(同一性保持権)、不正競争防止法2条1項旧11号(不正競争行為)

## 3. 事案の概要

(1) 本件は、原告が、「建築CADソフトウェア「DRA-CAD11」(「本件ソフトウェア」)について著作権及び著作者人格権を有し、また「DRA-CAD」との文字からなる商標に係る商標権を有しているところ、被告において、原告の許諾なしに本件ソフトウェアをダウンロード販売等すると共に、本件ソフトウェアのアクティベーション機能(正規品のシリアルナンバー等を入力しないとプログラムが起動・実行されないようにする機能)を回避するプログラムを顧客に提供して同機能の効果を妨げたものであり、かかる被告の行為は、原告の上記著作権(複製権、翻案権、譲渡権)及び著作者人格権(同一性保持権)を侵害するとともに、原告の上記商標権を侵害し、さらに平成27年改正前の不正競争防止法2条1項11号(「旧11号」)(同号は、同改正後の同法2条1項12号に相当しています。)所定の不正競争行為に該当すると主張して、被告に対し、上記各不法行為に基づき、損害賠償金2812万9500円の一部である1000万円及びこれに対する平成28年7月2日(別訴で被告が上記商標権侵害に関する刑事事件において有罪判決を受けた日の翌日)から支払済

みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案です。

これに対し、被告は、商標権侵害の事実を認めています。著作権侵害及び不正競争防止法違反の各事実及び原告の損害額については争っていません。

(2) 本件の原告は、建築設計関連のプログラム開発及びこれらに関連するインターネットの技術開発を業とする株式会社です。

一方、本件の被告は、ヤフー株式会社が運営するインターネットオークションサイト(「ヤフオク」)において、多くのソフトウェアを出品していた者です。

(3) 本件ソフトウェア(DRA-CAD11)は、いわゆる建築CADソフトウェアであり、建築設計図面の作成、編集、印刷及び建築3次元モデル作成、レンダリングを行う機能を有するWindowsオペレーティングシステム向けプログラムであるDRA-CADシリーズの一つです。

なお、本件ソフトウェアは、アクティベーション機能により、正規のユーザー以外の者は使えないようになっており、Bというモジュールプログラムが上記アクティベーション機能を担っています。

(4) 原告は、本件ソフトウェアを販売しており、その定価は税込み19万9500円ですが、営業担当者経由での直接販売ないしオンライン販売の場合、原則として、10%引きの税込み17万9550円で販売しています。

(5) 被告の行為

ア. 被告は、平成27年2月から4月にかけて、ヤフオクにおいて、商品名を「『DRA-CAD11』建築設計・製図CAD」などと記載し(以下、当該オークション対象商品を「本件商品」。なお、後記のとおり、原告は、本件商品は本件ソフトウェアであると主張するのに対し、被告は、本件商品はマニユ



アルであって、ソフトウェアではないと主張しています。), 即決価格4980円で多数出品していました。

被告は、上記ヤフオクにおいて、「商品説明」欄に「DRA-CAD11」と、「注意事項」欄に「ダウンロード品同等」「インストール完了までフルサポートさせていただきます」などと、「発送詳細」欄において「ダウンロード販売」であるなどとそれぞれ記載していました。

イ.被告は、上記アの出品に際し、原告の許諾なく、ヤフオクにおいて出品情報(「DRA-CAD11」との表示を含む。)を掲載し、これによって原告の本件商標権を侵害しています。

ウ.被告は、ヤフオクにおいて本件商品を入札して代金を被告に支払った顧客に対し、本件ソフトウェア及びBのプログラムのクラック版(いずれも原告の許諾がないもの)が蔵置されていたオンラインストレージサイト「C」のURLをダウンロード先として教示し、かつ当該Bのプログラムのクラック版の起動方法及び本件ソフトウェアの起動・実行方法を教示するマニュアル書面を提供していました。当該顧客は、上記ダウンロード先から本件ソフトウェア(無許諾品)及びセットアップCDの内容とクラックされたBVer.11.0.1.3を入手することができ、セットアップを行った後、クラック版のBを上書きすると、本件ソフトウェアで要求されるアクティベーションを回避することができたという事です。

#### 4. 本件の争点

本件では、被告による著作権侵害及び著作者人格権侵害の有無(争点1)、被告による旧11号所定の不正競争行為の有無(争点2)、原告の損害額(争点3)、が争点となっています。

#### 5. 裁判所の判断

1. 被告による著作権侵害及び著作者人格権侵害の有無について(争点1)について

(1) 裁判所では、最初に、「被告は、ヤフオクにおいて、商品名を『DRA-CAD11』建築設計・製図

CAD』などと記載し、即決価格4980円で多数出品し、その際、「商品説明」欄に「DRA-CAD11」と、「注意事項」欄に「ダウンロード品同等」「インストール完了までフルサポートさせていただきます」などと、「発送詳細」欄において「ダウンロード販売」であるなどとそれぞれ記載していた。そして、被告は、ヤフオクにおいて本件商品を入札して代金を被告に支払った顧客に対し、本件ソフトウェア及びBのプログラムのクラック版(いずれも原告の許諾がないもの)が蔵置されていたオンラインストレージサイト「C」のURLをダウンロード先として教示し、かつ当該Bのプログラムのクラック版の起動方法及び本件ソフトウェアの起動・実行方法を教示するマニュアル書面を提供していた。その結果、当該顧客は、上記ダウンロード先から本件ソフトウェア(無許諾品)及びセットアップCDの内容とクラックされたBVer.11.0.1.3を入手することができ、セットアップを行った後、クラック版のBを上書きすることにより、本件ソフトウェアで要求されるアクティベーションを回避することができた、というのである。」と認定しました。

(2) そして、裁判所は、上記認定事実に加えて「①被告は、ヤフオクにおいて、あくまで「DRA-CAD11」建築設計・製図CAD自体をオークションの対象物と表示して出品しており、「商品説明」欄には「DRA-CAD11」、「注意事項」欄には「ダウンロード品同等」「インストール完了までフルサポートさせていただきます」、「発送詳細」欄には「ダウンロード販売」と記載されていたこと、②かかる表示を見てオークションに入札した顧客も、当然、本件ソフトウェアを安価に入手する意図で入札を行ったと推認できること、③被告は、顧客に対し、本件ソフトウェア及びそのアクティベーション機能を担うプログラムのクラック版(いずれも原告の無許諾)のダウンロード先をあえて教示し、かつこれらの起動・実行方法を教示するマニュアル書面を提供し、その結果、顧客が、本件ソフトウ

ウェア（無許諾品）を入手した上、本件ソフトウェアで要求されるアクティベーションを回避してこれを実行することができるという結果をもたらしており、被告の上記行為は、かかる結果を発生させるのに不可欠なものであったこと、④被告は、営利目的でかかる行為を行い、多額の利益を得ていること、以上の事実が認められる。」と認定しました。

(3) その上で裁判所は、「これらの事情を総合すれば、上記(1)の一連の経過により、被告は、本件ソフトウェアの一部に原告の許諾なく改変（アクティベーション機能の回避）を加え（本件ソフトウェアの表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、変更等を加えて新たな創作的表現を付加し）、同改変後のものをダウンロード販売したものと評価できるから、被告は、原告の著作権（翻案権及び公衆送信権）並びに著作者人格権（同一性保持権）を侵害したものと評価すべきであり、これに反する被告の主張は採用できない。なお、原告は、譲渡権侵害を主張しているが、有体物の譲渡ではなくソフトウェアのダウンロードが行われたものとして、公衆送信権が侵害されたものと解すべきである。」と判断しました。

他方、裁判所は、「原告は、被告が本件ソフトウェアをオンラインストレージサイト「C」において記録蔵置（複製）している旨主張するが、本件ソフトウェアを「C」という名前のサーバに保存したのが被告であることを認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。」と判断しました。

## 2. 被告による旧11号所定の不正競争行為の有無（争点2）について

裁判所では、認定事実に基づいて、「原告は、自らが販売する本件ソフトウェアについて、Bというプログラムが担うアクティベーション機能によって、正規の購入者がシリアルナンバー等を入力しなければ利用できないようにしていたところ、前記1.(1)のとおり、被告は、Bのクラック版が

蔵置されていたサイトのアドレス（ダウンロード先）をヤフオクでの落札者に知らせるとともに、別途、インストール方法が記載されたマニュアルを提供して、本件ソフトウェアが要求するアクティベーションを回避可能にし、落札者がインターネット回線を通じて本件ソフトウェアと同等の本件商品をダウンロード可能な状態にしたものである。」とし、「上記事実によれば、被告は、原告が営業上用いている技術的制限手段（アクティベーション）により制限されているプログラム（本件ソフトウェア）の実行を、当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有するプログラム（Bのクラック版）を、電気通信回線（インターネット回線）を通じて提供したものと評価できるから、被告は旧11号所定の不正競争行為を行ったものと認められる。これに反する被告の主張は採用できない。」と判断しました。

## 3. 原告の損害額について（争点3）

### (1) 著作権侵害による損害額について。

裁判所は、「本件ソフトウェアの定価は19万9500円（税込み）であったものの、原告は、営業担当者経由での直接販売ないしオンライン販売の場合、本件ソフトウェアを、原則として、定価から10%割引した17万9550円（税込み）で販売していたものである。

そして、被告による本件ソフトウェアのプログラムの著作権（翻案権及び公衆送信権）侵害の態様は、故意により、本件ソフトウェアのアクティベーション機能を無効化するプログラム（Bのクラック版）の利用を教示することにより、本件商品が本件ソフトウェアと同一であるものとしてヤフオクに出品し、本件商品を落札者に対してダウンロード販売したものと評価できるものであり、違法性が高いものといわざるを得ない。これによって本件ソフトウェアの販売者（原告）や正規購入者に対して与える影響をも考慮すると、本件において、原告が、被告の上記著作権侵害行為について、本件ソフトウェアの上記著作権の行使につ

き「受けるべき金銭の額に相当する額」(著作権法114条3項)は、本件ソフトウェアの定価19万9500円から10%を控除した17万9550円に、本件商品の落札本数と認められる54本(甲9ないし11。これを超える本数が落札・販売された事実を認めるに足りる証拠はない。)を乗じた969万5700円であると認められる。」と判断しました。

なお、被告は、「両商品の価格差等を考慮すれば、仮に被告の行為がなかったとしても原告が本件ソフトウェアを(対象本数分)販売できたとはいえない」等の主張をしていましたが、裁判所では、「前記のとおり、本件における被告の行為態様の悪質性に鑑みれば、このような理由で損害額を減額するのは相当ではない」などとして被告の主張を否定しています。

#### (2) 著作権侵害以外の損害額について

裁判所では、「原告は、著作権侵害以外に、商標権侵害や不正競争防止法違反による不法行為についても損害賠償を請求するところ(原告は、これらが実体法上は請求権競合であるとする。)、本件全証拠によっても、商標権侵害及び不正競争防止法違反による原告の損害額のいずれについても、上記(1)の著作権侵害に基づく損害額である969万5700円を超えるものとは認められない」と判断しました。

## 6. コメント

本件でいうソフトウェアのクラック版とは、一般的には、コンピュータの不正利用(クラッキング)のためなどに改変されたソフトウェア等を言いますが、正規版の著作権侵害になることは当然として、個人情報や盗み出すスパイウェアやパソコンを破壊するウイルスなどの怪しげなものが含まれている場合もあるので要注意とされています。

本件は、建築CADソフトに関する、こうしたクラック版のダウンロード販売に関するものです。

もっとも、本件では、建築CADソフト自体のアップロードなどについては、被告によるものとは認定されておらず、被告の行為の実体は、かかる建築CADソフトの違法アップロード先のアドレスを顧客に教示すると共に、かかる建築CADソフトの一部を改変してアクティベーション機能の回避を行うソフトウェアのダウンロード販売を行っている点にあります。裁判所では、かかる行為が、本件ソフトウェアの一部に原告の許諾なく改変を加え、同改変後のものをダウンロード販売したものと評価できる、と判断しています。

なお、判決文によると、被告は、別件の著作権法違反及び不正競争防止法違反を被疑事実として逮捕・勾留された後、本件に関する商標法違反等を被疑事実として再逮捕され、秋田地方検察庁大館支部から起訴、追起訴されています。そして、被告は、起訴事実を全て認めたため、秋田地方裁判所大館支部は、被告に対し、懲役2年6月(執行猶予4年)罰金200万円の有罪判決を言い渡し、同判決は確定したという事です。

また、CADソフトは不正コピーが行われる例が多いと言われています。本件と同一被告かどうかは不明ですが、本件と同一の原告の事件である「平成26年(ワ)第33433号 損害賠償請求事件」では、本件ソフトウェアの前バージョンと思われる「DRA-CAD10」について56本のダウンロード販売を行った被告に対して、原告が1117万2000円の損害賠償の請求をしており、裁判所では使用料相当額として558万6000円の請求を認めています。

本件判決文の詳細につきましては、下記URLをご参照下さい。

#### 【判決文等URL】

(本件判決文)

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/479/087479\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/479/087479_hanrei.pdf)

## 1. 事案の概要

本件は、無効2016-890031号事件の審決取消訴訟です。

原告は、被告の商標は、以下に記載する引用商標1、2に類似するとして商標法4条1項11号を理由として、特許庁に対し無効審判を請求しましたが、「本件商標と引用商標とは、称呼が同一であるとしても、外観及び観念において相紛れるおそれはないから、外観、称呼及び観念を総合して全体的に考察すれば、互いに紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である。」として、無効審判は不成立となりました。

原告は、本件審決を不服として本件審決取消訴訟を提起しました。

詳細は、裁判所 HP にてご確認ください。

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/189/087189\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/189/087189_hanrei.pdf)

## 2. 本件商標

本件商標：千鳥屋（標準文字）

登録番号：第5555564号

登録日：平成25年2月8日

出願番号：商願2011-92216

出願日：平成23年12月21日

指定商品：第30類 茶，コーヒー及びココア，調味料，アイスクリームのもと，シャーベットのもと，穀物の加工品，ぎょうざ，サンドイッチ，しゅうまい，すし，たこ焼き，肉まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，べんとう，ホットドッグ，ミートパイ，ラビオリ

## 3. 引用商標

=引用商標1 =

引用商標1：チドリヤ

登録番号：第1811505号

登録日：昭和60年9月27日

出願番号：昭58-116896

出願日：昭和58年12月9日

指定商品：第30類 菓子，パン  
=引用商標2 =

引用商標2：CHIDORIYA

登録番号：第1811506号

登録日：昭和60年9月27日

出願番号：昭58-116897

出願日：昭和58年12月9日

指定商品：第30類 菓子，パン

## 4. 取消事由

商標法4条1項11号該当性判断の誤りについて

## 5. 知財高裁の判断の要旨

知財高裁は、商標及び指定商品の類否判断について、以下のように判断し、本件商標は商標法4条1項11号に該当しないと判断した審決には誤りがあるとして、審決を取消しました。

「本件商標は、前記のとおり、『千鳥屋』の文字（標準文字）を横書きしてなるものであり、『チドリヤ』の称呼が生じるものと認められる。これに対し、引用商標は、前記のとおり、『チドリヤ』又は『CHIDORIYA』の文字を横書きしてなるものであり、『チドリヤ』の称呼が生じることは明らかであるから、本件商標と引用商標は、称呼において同一であると認められる。そして、本件商標が、漢字を書してなるものであるのに対し、引用商標は、片仮名又はローマ字を書してなるものであるから、本件商標と引用商標の外観は同一であるとはいえない。もっとも、本件商標と引用商標は、いずれも格別の特徴を有しない文字からなる商標であり、我が国において、外来語以外でも同一語の漢字表記と片仮名表記又はローマ字表記が併用されることが多く見られる事情があること、証拠及び弁論の全趣旨によれば、『千鳥屋』をローマ字で表記することも一般的に行われていることが認められることなどを考慮すると、本件指定商品及

び引用商標の指定商品の需要者にとって、文字種が異なることは、本件商標と引用商標が別異のものであることを認識させるほどの強い印象を与えるものではないというべきである。次に、本件商標から、『千鳥屋』という菓子屋の屋号又は商号との観念が生じることについては当事者間に争いがなく、本件商標からは、『千鳥屋』という菓子屋の屋号又は商号との観念が生じるものと認められる。…本件指定商品及び引用商標の指定商品は、いずれも基本的には、さほど高価とはいえない日常的に消費される性質の商品（食品）であり、これらは同一の営業主により製造又は販売されることがあり、同一店舗で取り扱われることも多いことからすると、本件指定商品については、同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認され、商品の出所について誤認混同を生じるおそれがあるといえる。…一般の消費者としては、商標の外観を見て商品の出所を判断することも少なくないと考えられるものの、前記認定のとおり、本件商標と引用商標の外観については別異のものであることを認識させるほどの強い印象を与えるものではない。…以上によれば、本件商標と引用商標は、称呼において同一であり、両商標からは同一の観念を生じるものといえるから、本件指定商品の需要者にとって、引用商標と同一の称呼を生じる本件商標を付した商品を、引用商標を付した商品と誤認混同するおそれがあるものと認められる。」

## 6. コメント

審決においては、本件商標と引用商標は、特定の意味を有することのない一種の造語であり、共に「チドリヤ」の称呼を生じ、称呼は同一であるものの、外観及び観念において相紛れるおそれはないから、外観、称呼及び観念を総合して全体的

に考察すれば、互いに紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当であるとして、商標法4条1項11号に該当しないと判断がなされています。

それに対し、本件審決取消訴訟においては、本件商標と引用商標は、外観においては、文字種が異なるものの文字種が異なることは、本件商標と引用商標が別異のものであることを認識させるほどの強い印象を与えるものではないとしています。そして観念については、「千鳥屋」という菓子屋の屋号又は商号との観念が生じるとし観念についても審決とは異なる判断をしています。その上で、本件商標と引用商標は、称呼において同一であり、両商標からは同一の観念を生じるものといえるから誤認混同を生じるおそれがあるとしています。

本件商標と引用商標とでは称呼が同一であるので、称呼だけでも十分に混同の可能性があると思います。

また、本件商標「千鳥屋」及び引用商標の「チドリヤ」、「CHIDORIYA」からは、そのような屋号の店舗や商業主体を想像するのが自然で、これ以外の観念が特段思い浮かばないことから観念も同一という判断で特に問題ないように思います。

したがって、称呼及び観念が同一なので混同を生じるおそれは十分ありますので、審決を取消した知財高裁の判断の方が妥当だと個人的には思います。

同じ称呼を生じる場合でも、「FRAME」と「FLAME」のように観念が大きく相違すれば非類似と判断されている例もありますが、日本では称呼を重視している傾向があり、称呼が同一であれば非類似の主張は困難であると思われます。



Aylus Networks, Inc. v. Apple Inc. (連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)、2017年5月11日)において、CAFCは当事者系レビュー(IPR)中における特許権者の陳述により、審査過程の権利放棄を争うことが出来ることを確認しました。つまり、特許を行使する特許権者は、IPR中の自身の陳述が、いかに自身のクレーム範囲や訴訟における立場に影響を及ぼすかを一層意識しなければならないということです。審査過程の権利放棄は、特許権者が審査経過中に放棄した特定の意味を、再度取得する(recapture)こととなるクレーム解釈の立場を求めることを防止するものですが、現在はそれがIPR中にも及ぶこととなります。否定の陳述は、明白かつ誤解の恐れのないものでなければなりません。従って、特許を取得するために明確に、はっきりと特定の意味を否定した場合、審査過程の権利放棄の原則により、放棄した権利範囲に整合するようクレームの意味は狭められます。審査過程の権利放棄により、一方でクレームが特許査定されるため、又はIPRにおいて先行技術をうまく避けるように、そして、他方で被疑侵害者に不利になるようにとは解釈されないことも確保されます。IPRにおいて、審査過程の権利放棄は開始後の陳述だけでなく、開始決定前の事前回答における陳述にも適用されます。

Aylusにおいて、特許権者はIPR手続中の事前回答において、発明の主要な特徴である、いかに

当該発明が帯域幅の低減に功を奏するかという点について陳述しました。CAFCは、特定のクレームが「・・・control point proxy logicのみ呼び出されることを必要とする」及び「「CPP」のみ「呼び出される」という旨のAylusの陳述に、審査過程の権利放棄が適用されるとの判決を下しました。これら陳述は、クレーム中のCPP logicを呼び出す方法を、明確にはっきりと権利放棄するものでした。従って、もし特許権者の訴訟における弁護士とIPRにおける弁護士が異なる場合は、両者が緊密に連携することで、いかにIPR中の主張が訴訟に影響を及ぼすかを把握しておくことが、特にこの判決に照らして不可欠です。特許権者のIPRにおける弁護士がクレーム範囲を狭める主張をすることで、侵害行為の立証が不可能になることのないようにすることが肝要です。

反対に、特許の有効性に異議を申し立てる被告人又は申立人は、IPR手続を利用することで、特許権者に対して訴訟の争点を絞ることができるようなクレーム解釈の具体的な見解を示すよう要求し、また、非侵害の立場をより強固に示すことができます。特許権者の陳述は、異議を申し立てられた特許の優先権を主張する継続特許や分割特許にも及ぶので、結果として特許権者の侵害の立場に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(米国ヒューストンのOsha Liang事務所からのレターに拠ります)



## 2017 年不正競争

防止法では、2014 年施行の商標法、2015 年施行の広告法、2008 年施行の独占禁止法で既に規律されている事項について規定されておらず、1993 年不正競争防止法の「他人の登録商標を冒用すること」などの内容も削除する改正がされています。しかしながら、2017 年不正競争防止法でも、模倣・混同行為について、2014 年施行の商標法と交錯する問題がなお存在しています。

## 1. 登録商標の冒用についての法適用

2017 年不正競争防止法第 6 条 事業者は、次に掲げる混同行為を実施して、他人の商品であるか、又は他人と特別の関係があると人に誤認させてはならない。

- (1) 他人の一定の影響を有する商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似の標識を無断で使用すること。
- (2) 他人の一定の影響を有する企業名称(略称、商号等を含む。)、社会組織の名称(略称等を含む。)、氏名(筆名、芸名、訳名等を含む。)を無断で使用すること。
- (3) 他人の一定の影響を有するドメイン名の主要部分、ウェブサイト名、ウェブページ等を無断で使用すること。
- (4) 他人の商品であるか、又は他人と特別の関係があると人に誤認させるに足りるその他の混同行為。

2017 年不正競争防止法第 6 条では、1993 年不正競争防止法第 5 条第 1 号の「他人の登録商標を冒用すること」という内容が削除されていますが、これは、登録商標専用権の侵害を構成する行為に 2017 年不正競争防止法は適用しないようにして、2014 年施行の商標法第 57 条、第 60 条などの条文のみを適用することを立法趣旨としたものです。

## 2. 「有名」、「特有」から「一定の影響を有する」への変更

2017 年不正競争防止法第 6 条では、1993 年不正競争防止法第 5 条第 2 号に規定されていた「有名商品に特有の名称、包装、装飾」が、「一定の影響を有する商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似の標識」と改められています。ここでいう「一定の影響を有する」とは、関係公衆に知られていることをいうと解されます。この条文の改正については、競争法で保護すべきものは、関係公衆に知られている商業標識であって、有名商品のみではないと説明されています。実務の領域では、1993 年不正競争防止法に規定されていた「有名商品に特有の名称、包装、装飾」は、商標法上の意義における未登録の著名商標に相当すると広く考えられていました。2017 年不正競争防止法第 6 条で保護される「一定の影響を有する」商品の名称、包装、装飾、企業名称、社会組織の名称、氏名、ドメイン名の主要部分、ウェブサイト名、ウェブページなどの商業標識も、実質的には、2014 年施行の商標法上の意義における未登録の著名商標に相当する上、2017 年不正競争防止法第 6 条で保護される「一定の影響を有する」商業標識の保護範囲も、未登録の著名商標の保護範囲を超えることは適切でないと考えられます。

## 3. 実際の混同と混同を惹起するに足りることのいずれが判定要件とされるか

「混同」は、依然として、2017 年不正競争防止法に違反するか否かを認定する上での判定要件とされていますが、結局のところ、実際の混同を要件とするのか、それとも、混同を惹起するに足りることを要件とするのかでは、大きな隔たりがあります。2016 年 2 月に国务院法制事務局により意見公募がされた不正競争防止法(改正草案審議案)における表現は、「公衆を惑わし、市場混同を惹起する」というものでしたが、2017 年 2 月の改正草案 1 次審議案では、「市場混同を惹起する」という表現が削除され、1993 年不正競争防止法の「事業

者は、次に掲げる不正な手段を用いて市場取引に従事し……てはならない」という表現に戻されました。しかし、2017年8月の改正草案2次審議案では、「事業者は、次に掲げる混同行為に従事して、他人の商品であるか、又は他人と特別の関係があると人に誤認を惹起してはならない」という表現が再び採用されています。このような前後の変化は、2017年不正競争防止法における模倣・混同行為が実際に混同を生じたことを要件とするのか、それとも、混同を惹起するに足りることを要件とするのか、多くの人を困惑させています。

この疑問に答えを出そうとするのであれば、2014年に施行された商標法の立法趣旨を勘案することが必要となりますが、同法第13条第2項では、同一又は類似の商品について未登録の著名商標を複製、模倣、翻訳する行為が、第57条第2号では、同一又は類似の商品について他人の登録商標と同一又は類似の商標を使用する行為が、いずれも「容易に混同を惹起する」ことを判定要件としているので、市場混同を惹起するに足りることが規制要件となるでしょう。立法の統一性は、法の内部の調和、統一を追求するものである上、2017年不正競争防止法第6条の柱書きでは、「事業者は、次に掲げる混同行為を実施して、他人の商品であるか、又は他人と特別の関係があると人に誤認させてはならない」と表現されていても、同条第4号の抜け穴防止条項では、「他人の商品であるか、又は他人と特別の関係があると人に誤認させるに足りるその他の混同行為」と表現されていますので、2017年不正競争防止法の下での模倣・混同行為の判定も、「混同を惹起するに足りる」ことが要件とされるといえます。

#### 4. 商標法第58条と2017年不正競争防止法との整合と適用

2014年施行の商標法第58条には、「他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名称中の商号として使用して公衆を感わし、不正競争行為を構成するときは、『中華人民共和国不正競争防止法』に従っ

て処理する」と規定されています。これは、商標法改正の際に新たに追加された条文ですが、1993年不正競争防止法には、直接このことについて定めた条文がありませんでしたので、実務上、両法をどのように整合させるかが、取り締まる者にとっても長い間困難な問題となっていました。2015年末に工商行政管理総局により公表された不正競争防止法（改正草案意見募集案）から、2016年2月に国务院法制事務局により意見公募がされた不正競争防止法（改正草案審議案）及び2017年2月の改正草案1次審議案、2017年8月の改正草案2次審議案に至るまで、いずれも「他人の商標を企業名称中の商号として使用する」混同行為を明確に禁止しており、登録商標専用権を侵害する行為とほぼ同じ行政処罰を設けています。

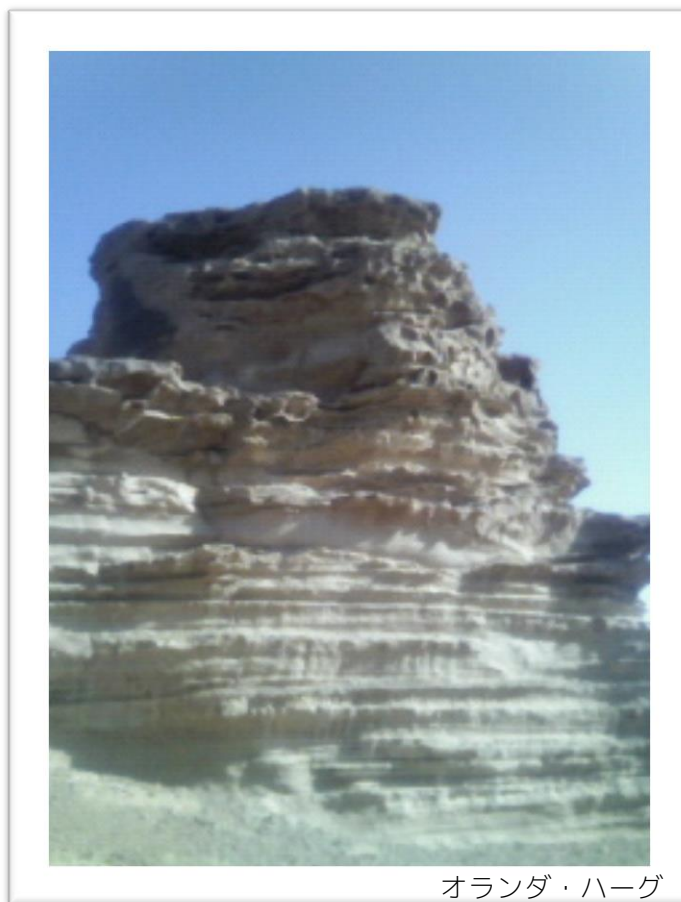
しかしながら、2017年10月31日に全国人民代表大会常務委員会に提出された改正草案3次審議案第6条では、また、「他人の商標を企業名称中の商号として使用する」という内容が削除されています。これによって、この種の混同を生じさせて人を感わすであろう行為に、2017年不正競争防止法を適用して規制することはできなくなり、商標法第58条の規定は空洞化されているのではないかという疑問が生じます。しかし、2017年不正競争防止法第6条第1号では、「商品の名称、包装、装飾」の後に「等」の字が加えられていることを考慮しますと、同号に規定されている「他人の一定の影響を有する商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似の標識を無断で使用すること」には、2014年施行の商標法第58条に規定されている「他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名称中の商号として使用して公衆を感わす」ことも当然含まれると解されます。また、仮に2017年不正競争防止法第6条第1項の規定を適用することが困難であるとしても、2017年不正競争防止法第6条第4号に規定されている「他人の商品であるか、又は他人と特別の関係があると人に誤認させるに足りるその他の混同行為」と考えることもできます。言



い換えれば、他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名称中の商号として使用する混同行為には、商標法第 58 条に基づいて、2017 年不正競争防止法第 6 条、第 17 条及び第 18 条が適用されて処理されます。この見解については、2017 年不正競争防止法が施行された後で行政及び司法の実務を通じて明らかにされることが待たれる。特に注目に値することとして、今回の法改正では、知的財産権侵害行為に対する行政処罰が強化されており、行政処罰額も現行の 1993 年不正競争防止法の 20 万元から 2017 年不正競争防止法では 300 万元まで

引き上げられています。また、侵害の賠償額にも高額の法定賠償額が認められるようになり、「事業者がこの法律第 6 条、第 9 条の規定に違反し、権利者が侵害により受けた実際の損害、侵害者が侵害により得た利益を決定することが困難であるときは、人民法院により侵害行為の情状に応じて権利者に 300 万元以下を与える賠償を判決する」とされています。

(北京の北京三友知識産権代理有限公司からのレターに拠ります)



オランダ・ハーグ

生物試料、物性材料、産業用電子部品等の研究、開発、解析調査等の用途において、試料の内部の状態や構造を、非破壊的にかつ高分解能で観察する装置として、投影拡大型のX線検査装置やX線CT装置等の検査装置が知られています。こうした高分解能タイプのX線検査装置においては、微小焦点径かつ高輝度のX線源を有するX線管が必須です。

本特許が解決しようとする課題は、開放管型のX線管を使用する高分解能タイプのX線検査装置において、X線検査装置のX線管を、使用部品の温度制限を受けない高い温度範囲でベーキング（電子管装置の真空に面する部材の金属表面や金属内部に吸着若しくは吸収されている様々なガスを、金属表面から放出させる）できること、エネルギー効率良くベーキングできること、ベーキング作業に掛かる手間を減らすこと、ベーキングの所要時間を短縮すること、更に、X線管の全体を温度ムラなく均一に加熱してベーキングすることです。即ち、本特許は、ベーキングの作業性を良くして、性能が安定したX線管及びそれを用いたX線検査装置等を提供することを目的としています。

図1及び図2は本特許の実施形態の1つを示しており、本特許に係るX線検査装置1の主要部は、X線管2、試料ステージ5、X線検出器3で構成されています。X線管2のX線源47から発したX線ビーム48は、試料ステージ5に保持された検査対象の試料4を透過し、そのX線透過画像は、X線源47と、試料4と、X線検出器3との相互配置で幾何学的に定まる拡大倍率に拡大され、X線検出器3によって検出されます。

X線管2の主要部は、真空管球部11と磁界電子レンズ部28とで構成されています。真空管球部11の主要部は、円筒状の電子銃室12と、円筒状のライナーチューブ部19と、ライナーチュ

ーブ部19内の下方に配設されたX線ターゲット23と、真空状態を形成して維持する真空ポンプ27とで構成されています。

電子銃室12は、主に電子銃13、絶縁碍子部14で構成され、電子銃室12の外部には真空ポンプ27が接続されています。電子銃室12の下端部は、ライナーチューブ部19に繋がっていません。電子銃13の電子源16から発した電子ビーム17は、その通路であるライナーチューブ部19内を走行しながら、ライナーチューブ部19の周りの真空外に配置した磁界電子レンズ部28から集束作用を受け、さらに電子線絞り40から電子ビーム17の一部の通過を阻止する制限を受け、X線ターゲット23の上に極微小点径の電子プローブとなって照射されます。その結果、X線ターゲット23に、微小焦点径で高輝度のX線を発生するX線源47が生じます。このX線源47から電子ビーム17の進行方向と同方向のX線の成分を、真空管球部11の下方外部でX線ビーム48（透過ターゲット型のX線ビーム）として取り出されます。

電子銃室12の筐体、絶縁碍子部14、真空ポート26、ライナーチューブ部19、電子線絞り40、X線ターゲット23などの各構成部材は、ロー付け、溶接、或いはメタルシールの方法によって接合し、一体的な真空の密閉空間を形成しています。以降、この真空の密閉空間を形成している部分を、「真空管球部11」と称します。

真空管球部11のライナーチューブ部19（X線ターゲット23を含む）は、磁界電子レンズ部28（走査コイル39、非点補正子51を含む）の磁極穴31に対して着脱自在な構成であり、随時、真空管球部11をX線管2から引き出すことが可能です。そして、必要に応じて、真空管球部内11の真空を保ったまま引き出して、真空管球部1

1のみを高温でベーキングすることを可能にしています。

電子銃室12と絶縁碍子部14の接合は、碍子とフランジを溶接、ロー付け又はメタルシールにより一体化してあります。メタルシールで真空シールすれば、この部分のシールを外すことによって、絶縁碍子部14を真空管球部11から分離して、電子源16の交換やX線ターゲット23の交換が可能になります。電子源16を交換するときは、この部分のメタルシールを外せば、電子源16の交換は容易にできます。この場合、電子銃室12やライナーチューブ部19の部材は再利用できます。X線ターゲット23を交換する時は、この部分のメタルシールを外して、電子銃13を除いた部分である、電子銃室12と、ライナーチューブ部19と、X線ターゲット23とを一体にして交換することになります。

図1は磁界電子レンズ部28の構成を示しており、磁界電子レンズ部28の主要部は、第1の電子レンズ(コンデンサレンズ)、第2の電子レンズ(対物レンズ)で構成されており、電子銃室12から発した電子ビーム17をX線ターゲット23上に集束させる働きをします。磁界電子レンズ部28の中央部には磁極穴31があり、この磁極穴31に真空管球部11のライナーチューブ部19が着脱自在に配置されています。磁極穴31は、レンズ特性を決定する電子レンズのポールピースによって形成されるものであり、便宜のため、ここでは、各ポールピースの名称を電子源16の側から順に、第1の電子レンズ32(上極33、下極34)、第2の電子レンズ35(上極36、下極37)と称することとします。磁極穴31の周囲には走査コイル39と非点補正子51が配置されており、前者は、電子ビーム17をX線ターゲット23の上で走査する働きをします。後者は、電子ビームの非点収差を補正する働きをします。

X線ターゲット23は、ライナーチューブ部19内の下端に一体的に、ロー付け等により装着されています。

図1及び図2の構成では、X線ターゲット23を交換する時は、絶縁碍子部14のメタルシールを外して、電子銃13を除いた部分である電子銃室12と、ライナーチューブ部19と、X線ターゲット23とを一体にして交換する必要があります。

この問題を解決するための構成を図3及び図4に示します。図3は真空管球部11の他の構成例を示し、図4は反射電子検出部49の一例を示しています。

ライナーチューブ部19の長さ方向に、上部ライナーチューブ20と下部ライナーチューブ21の上下に2分割できる構成としています。分割部分の真空シールには、メタルOリング46やコンフラットフランジを用いることができます。最近市販されたメタルOリングは、その直径が最小φ8mm程度であり、コンフラットフランジの直径よりも遥かに小さいので、このメタルOリング46を使用すれば、分割部の大きさを小さくすることができます。真空管球部11をX線管2から抜き差しするためには、磁界電子レンズ部28の磁極穴31の穴径を真空シールの外径よりも大きくする必要がありますが、直径φ15mmにすることができます。本構成とすることにより、X線ターゲット23を有する側の下部ライナーチューブ21だけを交換するだけで済みます。電子銃室12と電子銃室側の上部ライナーチューブ20の部材は再使用できますので、廃棄部材が少なく済み経済的です。また、両ライナーチューブの結合部は、メタルOリング46によって真空シールしていますので、高温のベーキングが可能です。

このようなメタルOリング46を使用することによって、ライナーチューブ部19の分割部が小さくなりますので、その分割部を第2の電子レンズ下極37の付近に設けることができます。コン

フラットフランジを使用する場合に比べると、ライナーチューブ部19の外径を細くでき、その結果、磁界電子レンズ部28の磁極穴31の穴径が小さくなり、磁界電子レンズ部28自体も小型化できます。また、磁界電子レンズ部28の励磁電流も少なくて済むので、磁界電子レンズ部28の発熱量も少なくて済み、エネルギーの節約ができます。

図4は、電子ビーム17の集束に欠かすことのできない電子線絞り40を配置した実施例を示します。電子線絞り40の機能は、電子レンズの収差の影響を抑え、散乱電子など余計な電子線を遮断することです。通常は、直径φ2～3mmの白金、モリブデンなどの素材のディスクに円形の穴をあけて用いることが多いです。電子線絞り40の取り付け位置は、絞りの効果が最も高くなる位置である対物レンズの主面付近とすることが多いです。しかし、余計な電子線を遮断でき、電子ビーム17の収束角を正しく制限することができるならば、素材、形状、配置については、さほど拘る必要はありません。電子線絞り40の取り付け部分の真空シールはメタルシールを用いていますので、高温でのベーキングが可能です。

図4は、X線ターゲット23の表面の反射電子像を観察するための検出部の主要な構成の断面を示しています。磁界電子レンズ部28の中に配置した走査コイル39により、電子線ビームをX線ターゲット23の表面上で走査させ、X線ターゲット23の表面からの反射電子線を反射電子検出電極42で検出しています。高分解能のX線像を得るためには、電子線ビームをX線ターゲット23の面に対して正確にフォーカス合わせすると共に、電子ビーム17の非点収差を補正することが欠かせません。X線像の観察のみによって、これらの作業を行うことは困難であります。図4では、反射電子検出電極42は、中央に電子ビーム17

を通すための孔を有し、X線ターゲット23に近い位置に対向配置することにより、X線ターゲット23からの反射電子50を効率よく収集し、反射電子50による信号をリード線43によって大気側に取り出す構成です。また、X線ターゲット23を交換する場合は、メタルOリング46以降の下部ライナーチューブ21と、それに組み込まれた反射電子検出電極42を一体に交換することになります。この構成とすることにより、高い温度でベーキングすることができます。

図4の検出支持部材44はセラミックス製であり、円筒状の形状をしています。反射電子検出電極42は、検出端子支持部材44の円筒の側面を貫通すると共に、図4に示しますようにメタルシール45によって真空シールしています。こうすることによって、高温ベーキングと超高真空での使用を満たす構成としています。メタライズ加工は、必要な部分のみ任意に選択して行うことができますので、必要に応じて絶縁部と導電部を使い分けることができます。反射電子50の検出部に通常用いられますハーメチックシールに比べて、セラミックス製の支持部材とすることによって、反射電子検出部49を大幅に堅固かつ小型化できます。X線ターゲット23や反射電子検出部49を含むライナーチューブの先端部を小さくすることができますので、ライナーチューブの先端部を収容するポールピースの外径も小さくて済みます。よって、磁界電子レンズの小型化ができ、レンズ収差を小さく抑えながら、レンズ電流が小さくて済むというエネルギー節約の効果があります。なお、図4における構成と効果は、図1及び図2に示す分割しないライナーチューブ19を有するX線管にも適用できることは明白です。

(特許権者：株式会社マーストーケンソリューション)

図 1

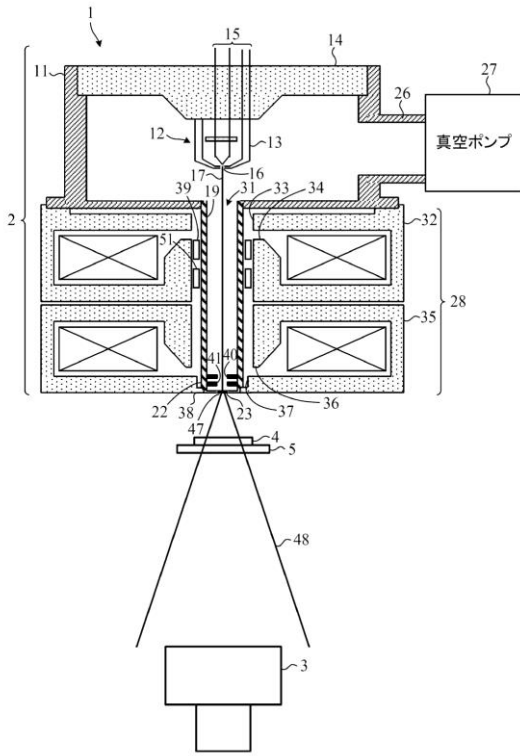


図 2

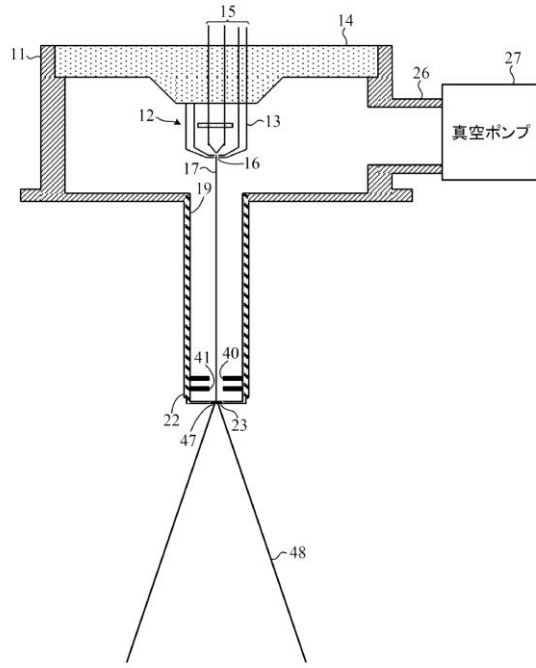


図 3

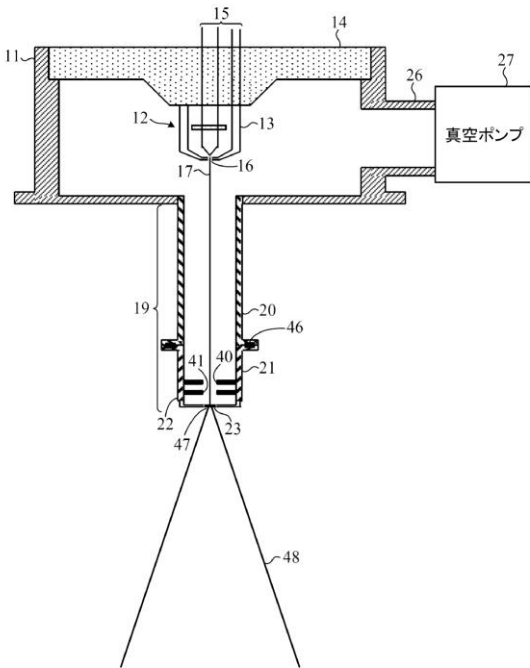
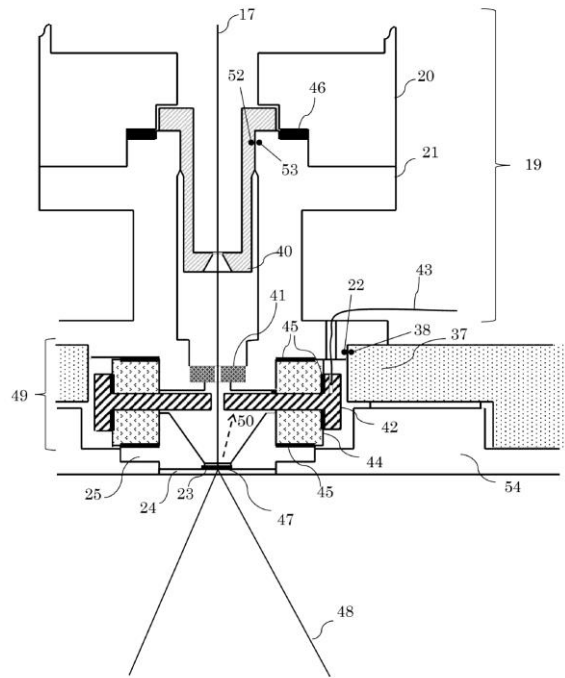


図 4



## 後記

改めましてアドバンスIPニュース2018年春号をお届け致します。

さて、平昌冬季オリンピック及びパラリンピックも終了し（と言いましても、本稿締め切りはパラリンピックがギリギリ終了かというところなのですが…）、メダルを獲得した選手も、残念ながらメダルには届かなかった選手も次へ向けての一步を踏み出すころであろうかと思えます。

3月、4月と言いますと、日本における一般社会でも年度末及び年度初めということで、何かとバタバタとする時期ではないでしょうか。

そして、日本における年度初め（新年度及び会計年度）というと4月1日から始まり、小学校や中学校でも4月1日から新学年（翌年の3月31日まで）になると規定されています（学校教育法施行規則第59条）。では、小学校の1学年は何月何日生まれの子で形成されるのかと言いますと「4月2日生まれ～翌年の4月1日生まれの人」です。例えば2018年であれば、「2018年4月2日生まれ～2019年4月1日生まれの人」が同じ学年を形成するわけです。

なぜ、4月1日生まれからではなく、4月2日生まれの人から？ってことになるかと思えますが、このことは「保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、…これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」という学校教育法第17条第1項の条文にヒントがあります。即ちこの中の「満6歳」がカギとなります。つまり、人は誕生日の前日が終了する時（午後12時）に年を一つとる（満年齢に達する）、とされています。これを4月1日生まれの子どもに当てはめると、誕生日の前日である3月31日の終了時（午後12時）に満6歳になることとなります（年齢計算ニ関スル法律と民法第143条より）。

このことは、わが国特有なのか、それとも4月1日から会計年度や新年度が始まる国々全般なのかは時間があれば調べてみようと思えます。

### 【引用文献】

・文部科学省ホームページ、「小・中学校への就学について“1. 4月1日生まれの児童生徒の学年について”」

URL = [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/detail/1309966.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1309966.htm)

「アドバンスIPニュース」春号 発行日：2018年4月2日

編集・発行 アドバンス国際特許事務所

〒107-0072 東京都港区赤坂2-5-7 N I K K E N 赤坂ビル8階

TEL 03-5570-6081 E-Mail [advance@mx7.mesh.ne.jp](mailto:advance@mx7.mesh.ne.jp)